

ICT を活用した課題解決ビジネス創出支援プログラム業務仕様書

1. 委託業務名

ICT を活用した課題解決ビジネス創出支援プログラム業務

2. 業務の目的

東日本大震災を経て、女性の起業意欲や社会起業の動きが活発化した本市は、「女性活躍・社会起業のための改革拠点」として国家戦略特区に位置付けられており、イノベーション創出の原動力となり、新たな雇用を生み出し、多様な働き方・生き方を実現できる起業を重要と考え、起業を生み育てるエコシステムの構築に取り組んでいる。

この本市の強みを生かし、関係団体、起業支援者等の協力やそのネットワークを活用しながら、本市の抱える行政課題、地域課題を抽出し、特に国連サミットにて採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成につながる大学の研究成果や ICT を活用した課題解決事業アイデアを公民連携でブラッシュアップし、実用化に向けた様々な支援を行う。

この取り組みを通じて、本市の抱える課題解決のみならず、国内外の課題解決に貢献する事業を創造するエコシステムの構築を目指す。

3. 業務の内容

(1) 募集説明会及びセミナーの開催

本プログラムの趣旨や概要を広く周知するための事前説明会を開催すること。

なお、事前説明会の開催にあたっては、大学の研究成果や ICT を活用し、行政課題や地域課題を解決した先事例を紹介するセミナーや SDGs に関する理解を深めるためのセミナー等を開催し、課題解決ビジネスに対するイメージを具体化すること。

(2) 支援対象となる起業候補者の募集・個別支援

大学の研究成果や ICT を活用し、行政課題や地域課題の解決を目指す起業候補者（起業済みの者も含む。）を広く募集し、提案された事業アイデアを精査し、事業化を支援するために必要と考えられるアドバイス、マッチング等を実施すること。

なお、ハンズオン支援等を実施する場合には、以下の観点を踏まえ対象者を審査・選抜すること。

【審査事項案】

- ・長期ビジョン、今後の展開に対する考え方
- ・事業の遂行能力
- ・内容の新規性、独自性
- ・行政課題、地域課題解決の実効性
- ・市場性、成長性
- ・仙台・東北地域への貢献度
- ・支援の必要性

(3) 仙台 SDGs マップの制作

本市が抱える地域課題及び行政課題のリスト化を実施し、それぞれの課題に対して対応する SDGs の 17 のゴール及び 169 のターゲットの明確化、社会課題解決のための事業化アイデア、先行事例を記載した仙台 SDGs マップを制作すること。

(4) 情報発信・広報

本プログラムの実施状況をメディア等へ逐次情報発信し、支援を実施した起業候補者のプロモーションにつなげること。

また、本プログラム終了の際には、支援を実施した起業候補者のビジネスプラン発表会を開催し、さらなる支援先の開拓と他地域への展開に向けたマッチングの機会を創出すること。

(5) 委託者が実施するその他の起業支援業務との連携

より効果的な実施のため、委託者が実施するその他の起業支援業務との連携協力を行うこと。

(6) アンケート等の実施

本プログラム参加者に対し、アンケートなどを実施し、業務の効果を把握し次回以降の業務改善に活かすように取り組むこと。

(7) 成果報告書の納品

本業務終了時には、(1)から(6)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって作成された各起業家の試作品などの成果物を納品すること。

なお、成果報告書については、ワードもしくはエクセルファイル及び A4 縦の紙媒体、写真・映像データ等を納品すること。

(8) その他

ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努める。

イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

エ 本事業を実施したことにより特許権等の知的所有権が発生した場合は、それらの権利は本市が指定した場合又は特定の定めがある場合を除き、原則として各起業家に帰属するものとする。

4. 委託料

委託料の上限額は 6,855,000 円（消費税及び地方消費税含む。）。

5. 委託期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

6. その他留意事項

(1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。

(2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。

(3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。

(4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的開催する進捗確

認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項 (http://www.city.sendai.jp/shisei/1221744_1984.html) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。